

第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画
【豊川市公共施設環境率先行動計画】

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

豊 川 市

■ 目 次 ■

第1	地球温暖化対策の基本的事項	1
(1)	国際的背景と我が国の基本的方向	1
(2)	豊川市における地球温暖化対策	2
第2	計画の基本的事項	3
(1)	計画の位置づけ	3
(2)	計画の基準年度	4
(3)	計画の期間	4
(4)	計画の対象範囲	4
(5)	計画の対象とする温室効果ガスの種類	5
(6)	温室効果ガス総排出量の削減目標	6
(7)	具体的取り組みに関する目標	7
(8)	非数値化目標	7
第3	具体的な取組内容	8
(1)	省エネルギー型事業活動を実践する	8
①	省エネルギー型事業活動の推進	
(2)	環境に配慮した移動手段・方法の推進	9
①	エコカー、エコドライブの推進	
②	自動車使用頻度の削減	
③	公共交通機関利用の促進	
(3)	再生可能エネルギーの導入を推進する	10
①	率直的な再生可能エネルギーの導入	
(4)	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進する	10
①	リフューズ（断る）、リデュース（減らす）の推進	
②	リユース（再使用）の推進	
③	リサイクル（再生利用）の推進	11
④	適正なごみ処理の推進	
(5)	みんなで環境保全に取り組む	11
①	環境教育、環境学習等の推進	
②	環境情報の収集と提供の推進	
③	環境を保全する活動の支援	
第4	計画の推進に向けて	12
(1)	計画の推進体制	12
(2)	実施状況の点検と評価	13
(3)	計画の見直し	13
(4)	結果の公表	13
(5)	その他	13

• 行動チェックシート（様式1）	14
• 率先行動評価票（様式2）	15
• 行動未達成原因報告書（様式3）	16

第1 地球温暖化対策の基本的事項

(1) 国際的背景と我が国の基本的方向

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、平成27(2015)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すことも定められています。

我が国では、平成10(1998)年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28(2016)年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)に2013年度(平成25年度)比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

令和元(2019)年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

さらに、令和2(2020)年10月の臨時国会において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年(令和32年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言し、脱炭素社会の実現を目指しています。

（２）豊川市における地球温暖化対策

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成 21（2009）年 4 月豊川市環境基本条例を施行しました。

さらにこの条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会を市民、事業者、行政が一体となって実現していくことを目指し、平成 22（2010）年 3 月に豊川市環境基本計画、令和 2（2020）年 3 月には豊川市環境基本計画 2020「環境行動都市とよかわ（一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して）」を策定し、温室効果ガス削減のための様々な施策を推進してきました。

また、本市は環境行動を推進する市内の事業所の一つとして、平成 19（2007）年 3 月に「第 2 次豊川市公共施設環境率先行動計画」、平成 23（2011）年 2 月には市町合併を機に「豊川市役所地球温暖化対策実行計画〈豊川市公共施設環境率先行動計画〉」を策定しました。さらに、平成 27（2015）年 3 月には「第 2 次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】」（以下「前計画」という。）を策定し、平成 25（2013）年度を基準年度とし、目標年度（令和 2（2020）年度）に温室効果ガスの総排出量を 6% 削減することを目指して取り組んできました。

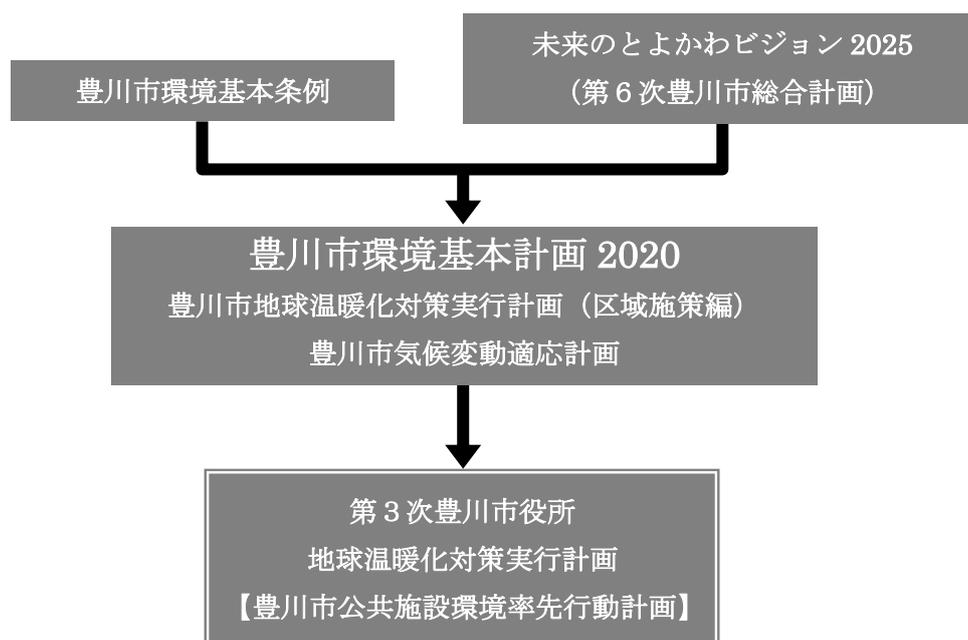
第2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項により地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、前計画の後継計画として、市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本計画は「豊川市環境基本計画2020」の地球温暖化対策に係わる下位計画であり、市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表することで、市民、事業者等の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を地域から積極的に推進していくことを目指します。

【計画の体系図】

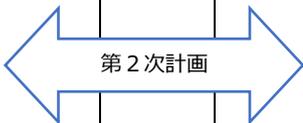


(2) 計画の基準年度

国の「地球温暖化対策計画」及び愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」においては基準年度を 2013 年度としていることから、本計画においても平成 25（2013）年度を基準年度とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

項目	年度								
	平成 25 2013	平成 27 2015		令和 2 2020	令和 3 2021		令和 7 2025		令和 12 2030
期間中の事項	基準 年度			第 2 次 目標 年度			第 3 次 目標 年度		
計画期間									

(4) 計画の対象範囲

本計画は、豊川市役所のすべての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設についても、原則として対象とします。

ただし、PFI 事業については対象外とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）の7種類ですが、このうち、対象とする温室効果ガスは、本市の事務及び事業の実態や、排出量把握の難易度等を考慮し、下表のとおりとします。

温室効果ガスの種類		削減対象ガス
二酸化炭素	(CO ₂)	○
メタン	(CH ₄)	○
一酸化二窒素	(N ₂ O)	○
ハイドロフルオロカーボン類	(HFC)	×
パーフルオロカーボン類	(PFC)	×
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	×
三ふっ化窒素	(NF ₃)	×

(6) 温室効果ガス総排出量の削減目標

前計画における温室効果ガス総排出量の削減目標は、平成 25（2013）年度を基準年度とし、毎年度 1%削減を目標に掲げ、令和 2（2020）年度に 6%削減することを目指して取り組みました。

本計画では、引き続き令和 3（2021）年度以降も平成 25（2013）年度比で毎年度 1%以上の削減を目標に掲げ、令和 7（2025）年度に 11%削減することを目指します。

なお、数値目標においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者として、年平均 1%以上低減させる努力目標が課せられているため、本市においても、毎年度 1%削減を目標に掲げています。

<温室効果ガスの総排出量に関する目標>

項 目	基準年度 (平成 25年度)	第 2 次目標年度 (令和 2 年度)	第 3 次目標年度 (令和 7 年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	34,754	32,669	30,931	- 11%

前計画では、当時改修のため休館していた地域文化広場「桜ヶ丘ミュージアム」を一切含めずに温室効果ガス総排出量を算定しており、基準年度の数値を 34,431 t-CO₂、目標年度（令和 2 年度）の数値を 32,365 t-CO₂としていました。

平成 28（2016）年度以降の進捗状況の結果（報告）において参考数値としてきた、平成 27（2015）年度の同施設の実績を含めた数値を、本計画での基準年度の温室効果ガス総排出量とします。

(7) 具体的取り組みに関する目標

項目別の目標については、現在本市において公共施設等の更新や再編が進められていることから、温室効果ガス総排出量の削減目標と同様の基準年度は設けず、毎年度において前年度比1%以上の削減とします。

<具体的取り組みに関する目標>

項 目	増減率
電気使用量 (kWh)	毎年度、前年度比1%以上削減
公用車燃料使用量 (L)	
公用車走行距離 (km)	
燃料(自動車を除く)使用量(L) ガソリン・灯油・軽油・A重油	
LPG・都市ガス (m ³)	
水道使用量 (m ³) ※井水含む	
用紙購入量 (A4換算 枚)	

(8) 非数値化目標

職員の環境意識を向上させるための数量評価が困難な取り組みについても行動チェックシート及び率先行動評価票を活用し、環境モラルの向上による地球温暖化防止を目指します。

第3 具体的な取組内容

(1) 省エネルギー型事業活動を実践する

① 省エネルギー型事業活動の推進

- 市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のために省エネルギー化の取り組みを率先して行います。
- 公共施設においては、省エネルギー化を推進し、LED 照明など省エネタイプの機器を導入します。
- 施設設備の更新においては、良質燃料への転換を図るとともに、省エネタイプの機器を導入します。
- 事務所内において、始業前、昼休み、終業後は業務に支障のない範囲で消灯又は部分消灯します。
- トイレ、廊下、階段等の照明は必要最小限とします。
- トイレの暖房便座について、未使用時・使用後はフタを閉めるとともに、温度設定などにも配慮します。
- 業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施します。
- 温度設定のできる空調については、冷房時は室温 28℃、暖房時は室温 19℃を目安に設定を調整します。
- 緑のカーテン事業を実施し、冷房の使用削減に取り組みます。
- ブラインド、遮熱フィルムなどを活用し、空調効果を高めます。
- 自然光や自然風を積極的に取り入れます。
- 電気ポットの使用は原則禁止します。
- マイポットを持参します。
- 不必要な OA 機器の電源をこまめに切ります。
- 業務終了時、電源を落としても支障のない OA 機器や電化製品の電源を切ります。
- パソコンやプリンターは、節電・待機モードを活用します。
- パソコンのモニター画面の輝度を、使用に支障のない範囲で下げます。
- 長時間の離席時はパソコンの電源を切ります。
- 時間外勤務の縮減に努めます。
- ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、エネルギーの削減に努めます。
- 「クールアース・デー」での夜8時以降のライトダウン及びノー残業デー（毎週水曜日）のライトダウン作戦を実施し、省エネルギーの啓発を実施します。
- ガス瞬間湯沸かし器は、使用時以外は元栓を閉めます（種火を消す。）。

- エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用します（けが、病気、来客の案内、荷物の運搬時等を除く。）。
- クールビズ、ウォームビズに取り組みます。クールビズでは「いなりんクールビズデー」としていなりんポロシャツなどの着用を推奨します。
- クールシェア、ウォームシェアの取り組みを推進します。
- 蛇口をこまめに閉めるなど、日常的な節水を行います。
- 植木等の散水は効率的に行います。
- 洗車などは、バケツを利用します。
- 公共施設での雨水貯留施設の設置を検討します。
- 洗剤や石鹸等は、適量を使用します。

（２）環境に配慮した移動手段・方法の推進

① エコカー、エコドライブの推進

- 公用車を適正に整備するとともに、自動車を運転する際には、アイドリング・ストップや急発進・急加速の禁止などエコドライブを心がけます。
- 定期的にタイヤの空気圧を確認し、燃費の向上に努めます。
- 公用車の更新や新規購入については、低排出ガス認定自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車を計画的に導入します。
- 公用車は、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさのものを購入します。
- むだな荷物は積まずに走行します。

② 自動車使用頻度の削減

- 近距離の用務地へは、車ではなく公用自転車や徒歩で移動します。
- 同一用務地へ車で移動する場合は、相乗りします。
- 通勤では、相乗りや公共交通機関、自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛に努めます。

③ 公共交通機関利用の促進

- 出張の際は公共交通機関を利用し、公用車の使用はできるだけ控えます。
- 職員の通勤において、公共交通機関や自転車の利用を促します。

(3) 再生可能エネルギーの導入を推進する

① 率先的な再生可能エネルギーの導入

- ・ 公共施設の新築・増改築時においては、太陽光発電システムを導入します。
- ・ 公共施設において、燃料電池や蓄電池の導入を検討します。
- ・ 清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用（サーマルリサイクル）を継続し、エネルギーの有効利用を図ります。

(4) 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

① リフューズ（断る）、リデュース（減らす）の推進

- ・ 資料などの作成部数は、必要最低限の部数とします。
- ・ 両面印刷や「2in1」機能を活用し、用紙の使用量を節約します。
- ・ 庁内LANを有効活用し、プリントアウトする用紙の使用量を節約します。
- ・ 電子決裁を積極的に利用し、用紙の使用量を節約します。
- ・ 会議等では、資料を入れる封筒の配布をできる限り控えます。
- ・ コピー機の使用後はクリアボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・ 資料など作成部数が多い場合は、印刷機を利用します。
- ・ 文書や資料の共有化を徹底します。
- ・ 使い捨て容器（紙コップ、パック弁当等）の使用を控えます。
- ・ 使い捨てプラスチックごみの削減に取り組みます。
- ・ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・ 物品等の合理的な使用と適正管理に努め、購入量を抑制します。
- ・ 事務室内のごみ箱（可燃用）を1つにします。
- ・ 過剰包装やレジ袋等、ごみになるものを購入しません。
- ・ 売店等での買い物の際はマイバッグを持参します。
- ・ 物品は大切に使い、長期間使用に努めます。

② リユース（再使用）の推進

- ・ 内部会議の資料などは、使用済み用紙の裏面を積極的に再使用します。
- ・ 使用済み封筒など、紙類を積極的に再使用します。
- ・ 使用済み事務用品（綴り紐、ファイル等）を積極的に再使用します。
- ・ 自課で再利用しきれない物品は、庁内LANを利用して全庁での再使用を図ります。
- ・ 1人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう働きかけます。

③ リサイクル（再生利用）の推進

- ・古紙の分別回収と再生紙の利用に取り組みます。
- ・機密文書の処分については、一斉処分の際に溶融処理等を実施し、資源化します。
- ・古紙配合率が高い再生紙を利用します。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品を積極的に利用します。
- ・豊川市グリーン購入推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。

④ 適正なごみ処理の推進

- ・適切なおみ分別を行います。
- ・フロン類を使用している公用車、家電製品、空調施設等を廃棄する際には、フロン類を適切に処理します。

（５）みんなで環境保全に取り組む

① 環境教育、環境学習等の推進

- ・環境学習会や環境イベントへの職員の積極的な参加を促します。
- ・職員に対して、計画的に研修を行います。
- ・イベント等を実施する際には、環境に配慮します。

② 環境情報の収集と提供の推進

- ・市の行う環境に関する取り組みや情報を、広報やインターネットを活用して、積極的に市民に提供します。
- ・国、県、企業や NPO などが発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に市民に提供します。

③ 環境を保全する活動の支援

- ・職員の各種環境活動への積極的な参加を促します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。
- ・地域での清掃などの環境美化活動への職員の積極的な参加を促します。

第4 計画の推進に向けて

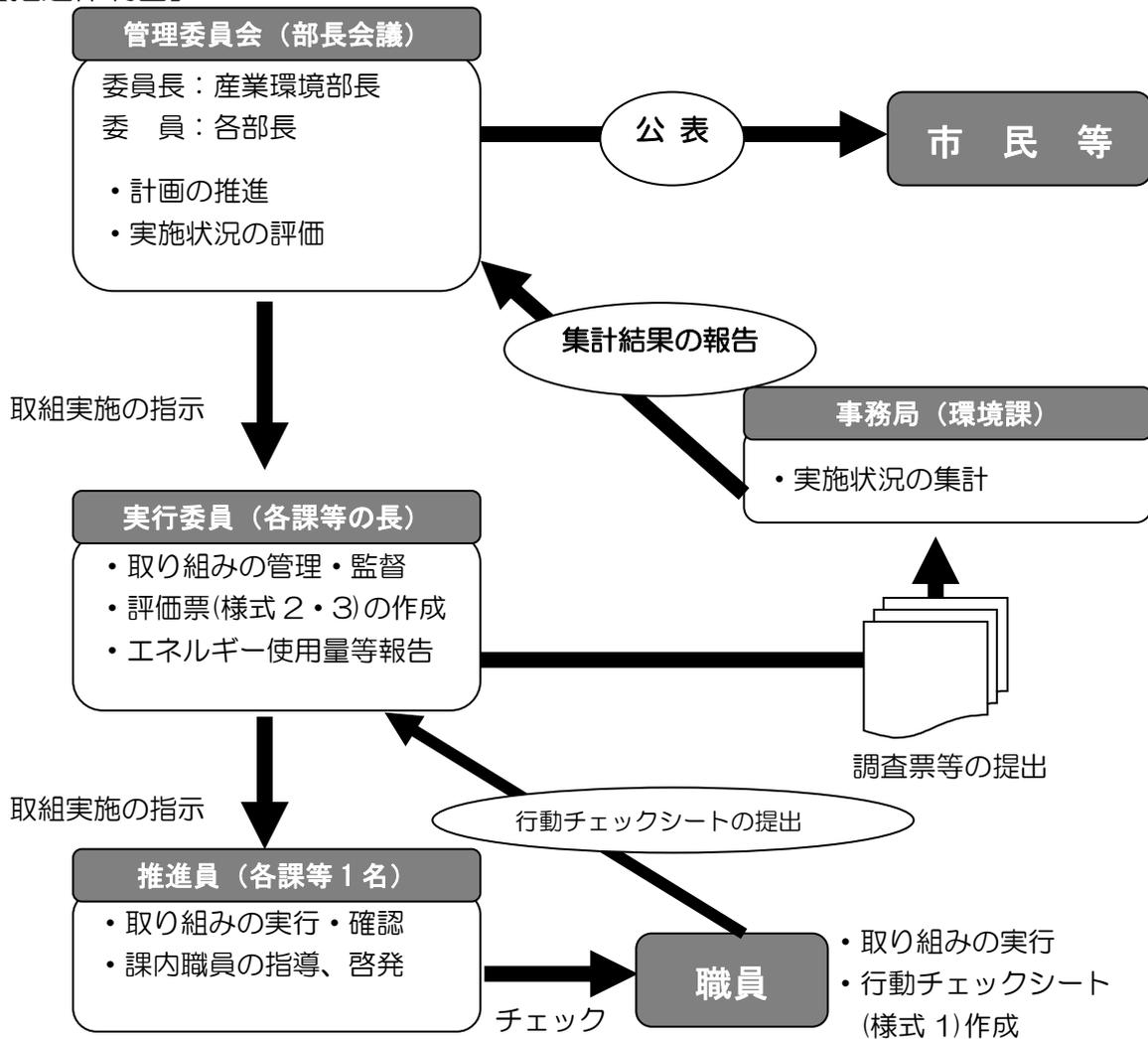
(1) 計画の推進体制

本計画の進行管理については、管理委員会（部長会議）を設置し、各課等へ取り組みを指示するとともにその結果を評価するなど、総合的に取り組みます。

職場での確実な取り組みを進めるため、各課等においては、課長等を豊川市地球温暖化対策実行委員（以下「実行委員」という。）とし、本計画遂行の責任者として職場内の取り組みを管理・監督します。さらに、推進員として各課等から1名ずつ選任された職員が、率先して取組実施や指導・啓発を行います。

事務局は、産業環境部環境課に置き、各課の実施状況を取りまとめ、その結果を管理委員会に報告します。また、各職場で環境に配慮した取り組みを積極的に推進してもらうため、推進員などを対象に研修を実施します。

【推進体制図】



（２）実施状況の点検と評価

数値目標を定めている取り組みについては、年度ごとに実績を調査し取りまとめて評価します。

非数値化目標である職員の意識啓発や環境行動等については、半年ごとに行動チェックシート（様式 1）、率先行動評価票（様式 2）、行動未達成原因報告書（様式 3）により点検・評価します。

（３）計画の見直し

本計画の進捗状況、各種法令等の改正、社会情勢等をもとに、適宜、本計画に関する必要の見直しや改善を行います。

（４）結果の公表

取組内容について、実施状況とその評価の結果を毎年公表します。

（５）その他

個々の職員が率先して取り組むべき行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員ガイドブックを利用するなど積極的に啓発します。

行動チェックシート(課内回覧／個人記入用)

令和()年度 半期

部課(施設名)

	(氏名)											※課の評価欄
節水・節電												
★個人のエコ・アクション												
①	不要な照明の消灯											
②	OA機器の節電											
③	退庁時などの待機電力の削減											
④	クールビズ・ウォームビズの実践											
⑤	階段の積極的な使用											
⑥	時間外勤務の縮減											
⑦	マイポットの持参											
⑧	手洗い・トイレ等での節水の励行											
★職場のエコ・アクション												
⑨	電気ポットの原則使用禁止											
⑩	空調の温度管理											
燃料節約												
★個人のエコ・アクション												
⑪	エコドライブの実施											
⑫	近距離の公用自転車、徒歩や相乗り実施											
ごみ減量												
★個人のエコ・アクション												
⑬	両面印刷・「2in1」機能の活用											
⑭	必要部数だけの印刷											
⑮	電子決裁の利用、庁内LAN・Eメールの活用											
⑯	使用済み用紙の裏面利用											
⑰	使用済み封筒の再利用											
★職場のエコ・アクション												
⑱	ごみ箱の1か所設置											
⑲	雑がみ・缶等の分別徹底											
⑳	グリーン購入推進指針に基づいた物品購入											

＜チェックシート記入方法＞

- 1 各所属職員が「★個人のエコ・アクション」を、以下の採点基準に基づき自己採点してください。
- 2 ⑦「マイポットの持参」は、職場における節電・節水が目的である趣旨を理解し、評価してください。水筒を持参していなくても、電気ポットを使用していなければ問題ありません。
- 3 全員が採点したら、「※課の評価欄」に平均値(小数点以下第2位を四捨五入)を入力してください。

5	確実に実行している。(100%)
4	ほぼ実行している。(80%)
3	だいたい実行している。(50%)
2	あまり実行していない。(50%未達成)
1	実行していない。
-	該当しない。

様式3

行 動 未 達 成 原 因 報 告 書

令和（ ）年度 半期

部課（施設名）

行動未達成の内容及び原因

行動達成のための措置又は取組内容

発行日	令和3年3月
担 当	豊川市産業環境部環境課